(2)　両端非固定状態の場合

隙間及び層間変位について想定する状態		脱落防止措置のかかり代長さ
(一)　C+D＞Σγ・Hの場合	上端側	B≧Σγ_{k1}・H_{k1}+C+20
	下端側	B≧Σγ_{k2}・H_{k2}+D+20
(二)　C+D≦Σγ・Hの場合	上端側	B≧Σγ_{k1}・H_{k1}+Σγ・H−D+20
	下端側	B≧Σγ_{k2}・H_{k2}+Σγ・H−C+20

一　この表において、C、D、γ、H、B、γ_{k1}、H_{k1}、γ_{k2}及びH_{k2}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C　エスカレーターの上端の隙間（単位　ミリメートル）

D　エスカレーターの下端の隙間（単位　ミリメートル）

γ　エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角

H　エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位　ミリメートル）

B　脱落防止措置のかかり代長さ（単位　ミリメートル）

γ_{k1}　脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の設計用層間変形角

H_{k1}　脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の揚程（単位　ミリメートル）

γ_{k2}　脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の設計用層間変形角

H_{k2}　脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の揚程（単位　ミリメートル）

二　(二)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめた場合に限る。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の四第三項第六号の規定に基づき、エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の四第三項第六号に規定するエレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　令第百二十九条の五第一項に規定する固定荷重及び同条第二項に規定する積載荷重並びに次号に規定する地震力によって、主要な支持部分（令第百二十九条の四第一項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）に生ずる力を計算すること。

二　前号の主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

G+P+K

この式において、G及びPは、それぞれ令第百二十九条の五第一項に規定する固定荷重及び同条第二項に規定する積載荷重によって生ずる力を、Kは、次の力を表すものとする。この場合において、固定荷重及び積載荷重のうち昇降する部分の荷重にあっては、当該荷重に一・三を乗じたものとすること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮した数値を定める場合にあっては、この限りでない。

K　地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$P=kw$

この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P　地震力（単位　ニュートン）

k　令第八十八条第一項に規定するZの数値に、次の表の階又は屋上の欄の区分に応じて、それぞれ同表の設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

階又は屋上	設計用水平標準震度	設計用鉛直標準震度
地階及び一階	〇・四	〇・二
その他の階及び屋上	〇・六	〇・三

w　エレベーターの固定荷重と積載荷重との和（積載荷重にあっては、地震その他の震動によって人又は物からかごに作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値）（単位　ニュートン）

三　第一号の主要な支持部分ごとに前号の規定によって計算した各短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを平成十二年建設省告示第千四百十四号に規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の四第三項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の四第三項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。ただし、実験により釣合おもりが第二号に規定する地震力によって脱落しないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　釣合おもりは、釣合おもりの枠（たて枠、上下の枠その他の釣合おもり片の脱落を防止する部材をいい、これらの接合部を含む。以下同じ。）及び釣合おもり片により構成されること。